

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
http://www.jca.apc.org/peacedepot/

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

99 99/9/15

¥200

第6回ARF 信頼醸成から予防外交へ ASEAN地域フォーラム

北朝鮮包囲をめざした日本は信頼醸成 ぬきの予防外交/まず北朝鮮の参加条 件について留保を許す方式を提案せよ

7月26日、シンガポールで第6回ARF(ASEAN地域フォーラム)が開催された。PCDSは、1994年の第1回会議以来、NGOの対抗会議を開催するなどARFに継続した働きかけを行い、その進展を監視してきた。第6回会議議長声明は、ARFが信頼醸成の段階から、紛争予防の段階に入りつつあることを確認した。具体的課題としては、南沙諸島、朝鮮半島情勢が重要となる。しかし、ARFにおける日本政府の対北朝鮮「予防外交」は、短絡的であり疑問を投げかけざるをえない。

指導力不在のARF

ARFは、1994年、ASEAN(東南アジア諸国連合)が6カ国構成のときに出発した。したがって第6回で議長国が一巡して、ARFの第一ラウンドが終わったことになる。

アジア太平洋地域の安全保障問題を、ASEANという途上国の連合が中心に座って協議するという、このユニークな国家間フォーラムは、ゆっくりとしたペースで運営され、少なくとも「定着する」という実績を上げてきた。

しかし、今後の展開について力強いものが感じられなかったというのが、シン

ガポール会議からくる率直な印象であった。信頼醸成から予防外交の場へと、新しい段階を宣言する時期であったにもかかわらず、未来へ向かう姿勢はいかに

も弱々しい。

本誌第75号(98.8.15)で、述べたように、ARFは「信頼醸成措置の促進」から「予防外交機構の開発」、そして「紛争解

ニュージーランド非核自治体

33がアボリション2000支持

人口の80%をカバー

5ページに図説

1987年6月に非核法を制定し、新アジェンダ連合の一員でもある非核国家ニュージーランドでは、核兵器廃絶のための地球ネットワーク「アボリション2000」を支持する自治体議会の数、33議会に達し(99年3月15日現在)、人口の79.5%をカバーしていることが明らかになった。

ニュージーランドには、ウェリントンとオークランドに、「アボリション2000」運動を担う運動があり、それが自治体議会に「アボリション2000」を支持する決議をあげるように働きかけてきた。その結果、決

議をあげた議会、文書の中で支持を表明した議会を合わせて33議会に達した。

「アボリション2000」の目標とは、その設立声明(ピースデポ発行の「核軍縮と非核自治体・1999」、あるいは本誌39号に掲載)に掲げられた11項目の目標であるが、その中心は、時間枠を定めた核兵器禁止条約の交渉の即時開始と2000年までの締結を求めるといった内容である。

詳しくは、5ページの図説を参照。

(梅林宏道) ㊦

◆図説 地球上の 核弾頭全データ

4~5ページ

◆自治体協力・政府答弁
6ページ

決機構の開発」という3段階の発展をとげることをめざしている。ただし第3の紛争解決の段階については、ARFが強制力をもった地域機構を作り出すという合意には至っていない。

ところが、予防外交に進むとしても、単に協議するだけではなく、地域安全保障の場として安心のおける指導力が必要となる。小国連合が発揮する指導力は、軍事力や経済力ではなく、対話を有効たらしめる熱意と一貫性のある道義性にに基づくものであろう。ASEANに、この事への自覚が要求される。

もともと、人権問題に関して大きな矛盾をかかえるASEANであり、指導力発揮には時間がかかると予想された。しかし、冷戦時代の地域機構が、たえず大国の政治に利用されることが危惧されたことを考えると、小国連合が主導権を持つことに利点がある。大国は、この点を意識しつつARFを育てる問題意識を持つべきである。

危惧される日本の北朝鮮外交

にもかかわらず、今回、日本政府がARFに北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)のミサイル問題を持ち出したやり方は、悪い先例をつくった。大国が、自国の外交の道具として、ARFを利用することのみ専念した感が強いからである。

朝鮮半島の問題がARFという多国間協議の場に持ち出されること自体は、むしろ勧められるべきことである。しかし、日本政府は、ARFがこの問題を協議するにふさわしい場となるように、努力をしてこなかった。つまり、北朝鮮が地域で唯一、いまだにARFに参加してないのである。その結果、北朝鮮がいない場で北朝鮮に関する議論をするという、信頼醸成のうえでもっとも悪い形で、日本政府はARFを利用したことになる。日本がASEAN諸国に絶大な影響力を持つ超経済大国であることを考えると、なおさら、公正を欠く外交姿勢であったと言わざるをえない。

北朝鮮のARF参加問題

ARFへの参加は、北朝鮮が拒んでおり、北朝鮮自身の問題である、という主張がある。本当にそうであろうか。

最近の状況だけを見ると判断を誤る。昨年のマニラ会議では、議長国フィリピンが北朝鮮に参加を促した。今回、米国

資料

PCDSのARFへの要請文

ASEAN事務局長ロドルフォ・C・セベリノ・Jr. 殿
ASEAN地域フォーラム参加国外務大臣殿

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)を代表してお手紙をさしあげます。(略)

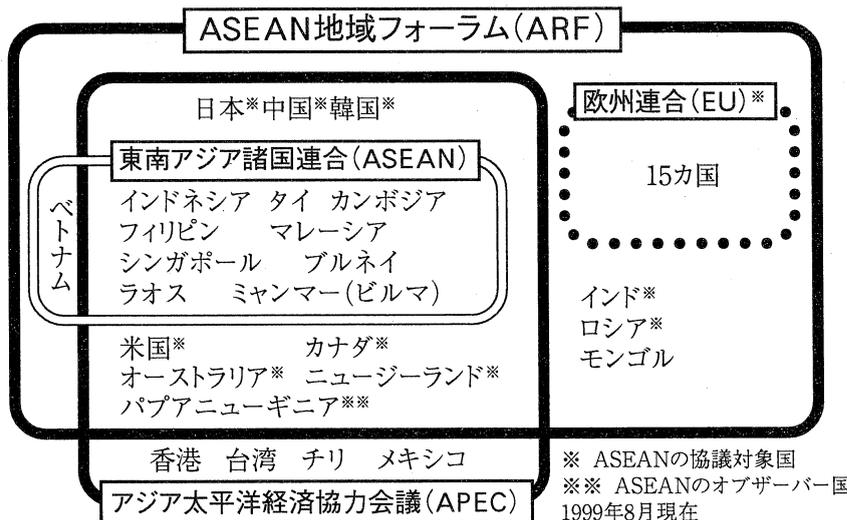
私たちは、みなさまが下記の諸項目に注目され、ARFが地域安全保障の課題において具体的な前進を得るために、これらの項目を今年のARFの審議に組み入れられることを願うものです。

◆核不拡散の促進

私たちは、ASEAN事務局長が、昨年のマニラでの第31回ASEAN外相会議への「レポート」の中で核不拡散に関して述べた意見に勇気づけられました。事務局長は次のように述べています。「(略)ARFは、核軍縮と核不拡散に関する会期間の予備グループを

7ページへつづく →◆

ARF参加国とその他の地域国際組織



のオルブライト國務長官は、北朝鮮が再度ARFへの参加を申し出るべきだと発言した。しかし、ふり返ってみると、95年、北朝鮮は参加の意思表示をしたが96年会議に招待されなかった。しかも、まさにその会議で新規参加の条件が決定されたのである。その条件の一つは、「新規加盟国は、加盟が許されるに先だって、過去のARFの決定や声明を全面的に容認し、尊重することに同意すべきである」というものであった。

この条件は、北朝鮮不在のままで論じられてきたARFの合意事項に同意しなければ、北朝鮮の加盟は許されないことを意味する。「これを呑め、呑まなければ仲間にしてやらない」という形は、すべての当事国が出席するという地域安全保障機構の大前提に、ふさわしくない。

全当事国の参加こそ急務

過去6回のARF議長声明を読み返してみると、今回、シンガポール会議で日本が推進したミサイル非難の内容が、北朝鮮に対してもっとも高い障壁を設け

た。「出席した各国大臣は、1998年8月のペイロード打ち上げや他のミサイル関連の活動が、朝鮮半島や地域の安定にとって深刻な結果をもたらすと、憂慮を表明した」(「議長声明」第12項)という部分が問題となる個所である。現在の加盟ルールでは、北朝鮮がこの文章に同意しなければ、加盟できないことになる。

日本政府は、北朝鮮不在の場で北朝鮮を包囲するような外交を行うことにARFを利用してはならない。日本政府は、北朝鮮がARFの過去の合意事項に一部留保することを許し、ARFの設立趣旨への賛同を基本条件とするような、北朝鮮の参加の道を提案すべきである。そして、ARFが、当事国すべてが参加する多国間安保協議の場となることに、まず一貫した努力を払うべきである。

それが信頼醸成と予防外交の場としてのARFの権威をうち建てることにつながるであろう。

PCDSは、第6回ARFに対していくつかの要求を行った。要望書を別に掲載して資料とする。(梅林宏道) ㊦

インド、核教義を公表 警戒すべき第一(先制)不使用強調の意図

99年8月17日、インド政府のブラジュ・シユ・ミシュラ安全保障顧問は「インド核教義(ドクトリン)」(草案)を発表した。この教義のなかで、インドは第一(先制)不使用政策を強調したが、その背後には、核実験後の「兵器化」を既成事実として国際社会に認めさせようとする狙いがある。この動きに警戒しなければならない。ある意味では、この教義の発表は、今年

2月21日に出された「ラホール宣言」に基づいて出されたものである。

1998年5月の核実験後、インドおよびパキスタンは国内の反対世論と国際的な圧力のもとにCTBT批准の意図があることを表明し、99年2月20～21日にはパキスタンのラホールにおいて首脳会談を行い、両国間の核戦争の危機を回避する緊張緩和策が協議された。しかし、そ

の後、99年4月には両国による核弾頭搭載可能ミサイルの実験が競って行われ、5月にはカシミールにおいて新たな紛争の火種が発生した。インドでは4月17日にバジパイ政権が崩壊し、9月5日に総選挙が行われる。

このような状況において、「ラホール宣言」が今後どのように遵守され、どのように両国の核政策に影響してゆくのか、注目しなければならない。以下に「ラホール宣言」と「了解覚書」の全文を訳出しておく。(編集部)

ラホール宣言

インド共和国およびパキスタン・イスラム共和国の両首相は、

両国間の平和と安定、および両国民の進歩と繁栄の未来像を共有し、

持続的な平和、そして調和的な関係と友好的な協力の発展が、両国民がより良い未来のために彼らの精力を傾けることを可能にし、両国民の死活的な利益にかなうことを確信し、

両国の安全保障環境に存在する核兵器問題が、両国間の紛争を回避しなければならない責任を大きくしていることを認識し、

国連憲章の諸原則と諸目的、および平和的共存の普遍的に受容されている諸原則を順守することを誓約し、

シムラ協定(訳者注:72年7月、第3次印パ戦争の和平協定)の文言と精神を実行すると両国の決意をくり返し表明し、

普遍的な核軍縮および核不拡散の目的に合致することを誓約し、

安全保障環境の改善のために相互に同意した信頼醸成措置の重要性を確信し、

平和で安全な環境が両国にとって至高の国家的利益であること、およびジャム・カシミールを含むすべての重要な問題の解決がこの目的に必須であることに合意した1998年9月23日の協定を想起し、

それぞれの政府は以下のことに合意する。

政府は、ジャム・カシミール問題を含むすべての問題の解決のための努力を強化する。

政府は、相手国の内政への介入や干渉をしない。

政府は、二国間で同意した議題について、早期かつ肯定的な結論が出せるように、複合的かつ統合的な対話過程を強化する。

政府は、偶発的あるいは認可されない核兵器使用の危険を低減させるための緊急の措置をとる。また紛争予防のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を練り

上げる目的で概念や教義を協議する。

政府は、南アジア地域協力連合(SAARC)の目的と目標への誓約を再確認し、南アジアの人々の福祉の増進を目的とした2000年、およびそれ以降のSAARCの未来像の実現に向けて協調して努力し、経済成長、社会進歩、および文化の発展の加速を通じて生活の質の改善に努めることを再確認する。

政府は、あらゆる形態および行為のテロリズムを糾弾し、その脅威と闘う決意を再確認する。

政府は、すべての人権および基本的自由を促進し、擁護する。

1999年2月21日、ラホールにて調印。

アタル・ベハリ・バジパイ

—インド共和国首相

ムハンマド・ナワズ・シャリフ

—パキスタン・イスラム共和国首相

(訳:藤田明史) M

ラホール了解覚書

インド及びパキスタンの両国外務大臣は、国連憲章の原則と目的をひき続いて順守する誓約を再確認し、

シムラ協定の文言と精神を実行すると両国の決意をくり返し表明し、

平和で安全な環境が両国にとって至高の国家的利益であること、およびジャム・カシミールを含むすべての重要な問題の解決がこの目的に必須であることに合意した1998年9月23日の協定に導かれて、

両国間における平和と安全の安定的な環境を促進するための諸措置を採用すると、ラホールでそれぞれの首相により与えられた指示にしたがって、この日、次の合意に達した。

1. 両国は、紛争回避のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を進展させる目的をもって、安全保障概念や核教義に関して二国間協議を行う。

2. 両国は、弾道ミサイル飛行実験に関して相互に事前通知を行うことを約束する。また、この点に関して二国間条約を締結する。

3. 両国は、それぞれの管理のもとにある核兵器の、偶発的あるいは認可されない使用の危険を低減させる国内的諸措置をとることを全面的に誓約する。両国はさらに、両国にとって有害な結果をもたらす放射性降下物の危険や、両国間の核戦争の引き金を引く危険を伴うような、偶発的、認可されない、あるいは説明のない事象が発生したときには、即時に相互通告をすること、また、このような行為が生じる可能性や相手国がこのような事象を誤解する可能性を減少する諸措置をとること、を約束する。両国はこの目的のために、適当な情報伝達機構を特定し、確立する。

4. いずれか一方の国が、その国家主権の行使によって、異常な事態が国家至高の利益を危うくしていると判断することがない限り、両国は、さらなる核爆発実験に関して、それぞれの一方的な一時中止政策を持続する。

5. 両国は、両国に属する海軍の艦船、および航空機の航行の安全を保証するために、海上における事故の予防に関する条約を締結する。

6. 両国は、現行の信頼醸成措置(CBM)

の実施状況を定期的に再検討する。また、必要ならば、これらCBMの有効な実行を監視し、確実にするための適切な協議機関を設立する。

7. 両国は、通信連関の高性能化や改善をめざし、フェイル・セーフで安全な通信を行うために、現行の(たとえば、軍事作戦司令官の間の)通信連関の再検討を行う。

8. 多国間協議の場における安全保障、核軍縮、および核不拡散の諸問題に関する交渉という文脈の範囲内において、両国は、これらの問題に関する二国間協議を行う。

上記の措置の技術的な詳細は、必要とならば、両国の専門家によって作成されるであろう。そのための会議は、二国間協定に達することをめざして、1999年半ばより早い時期に、相互に合意した日時に開催される。

1999年2月21日、ラホールにおいて、インド首相アタル・ベハリ・バジパイ氏およびパキスタン首相ムハンマド・ナワズ・シャリフ氏の同席のもとに、

K. ラグナット(インド共和国外務大臣)

シャムシャド・アハマド(パキスタン・イスラム共和国外務大臣)

(訳:藤田明史) M

米国 (計10,670)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計7,206)		
●ICBM (小計2,000)		
ミニットマンⅢ		1,500
Mk-12型 (弾頭:W62)	170	600 ¹
Mk-12A型 (弾頭:W78)	335	900 ²
ピースキーパー (MX、弾頭:W87)	300	500 ³
●SLBM ⁴ (小計3,456)		
トライデントⅠ C4 (弾頭:W76)	100	1,536 ⁵
トライデントⅡ D5		1,920 ⁶
Mk-4型 (弾頭:W76)	100	1,536
Mk-5型 (弾頭:W88)	475	384
●爆撃機搭載核兵器 ⁷ (小計1,750)		
核爆弾 B61-7	<1	950
B61-11	}	
B83	1,200	
ALCM		
ALCM (弾頭:W80-1)	5~150	400
ACM (弾頭:W80-1)	5~150	400
非戦略核 (小計970)		
●SLCM		
トマホーク (弾頭:W80-0)	5~150	320
●核爆弾		
B61-3, 4, 10	0.3~170	650
作戦予備 (小計190)		
		190
予備貯蔵/ヘッジ⁸ (小計2,300)		
		2,300

- 3MIRV×200基。
- 3MIRV×300基。
- 10MIRV×50基。
- オハイオ級戦略原潜17隻に搭載。
- 8隻×24発射管×8MIRV。
- 10隻×24発射管×8MIRV、8隻がMk-4型搭載機、2隻がMk-5型搭載。
- ストラトフォートレスB-52(44機)、スピリットB-2(9機)、計53機に搭載。
- 説明文参照。退役したALCMやGLCM (W84)の弾頭を含む。

中国 (計410)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計290)		
●ICBM/IRBM ¹ (小計128)		
ドンフォン (東風)-3A	3,300	40
ドンフォン (東風)-4	3,300	20
ドンフォン (東風)-5A	4~5,000	20
ドンフォン (東風)-21A	200~300	48
ドンフォン (東風)-31	100~200	?
●SLBM (小計12)		
ジュイラン (巨浪)-1	200~300	12 ²
ジュイラン (巨浪)-2 ³	100~200	?
●爆撃機搭載核兵器 (小計150)		
核爆弾		150 ⁴
非戦略核 (小計120)		
●(各種)		
砲弾/ロケット/核地雷	(低)	120

「核軍縮と非核自治体・1999」発行後、データが更新された。東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2、以下、東風-4はCSS-4、東風-5AはCSS-4、東風-5Aのみ真にICBMであり、北米大陸にとどく。

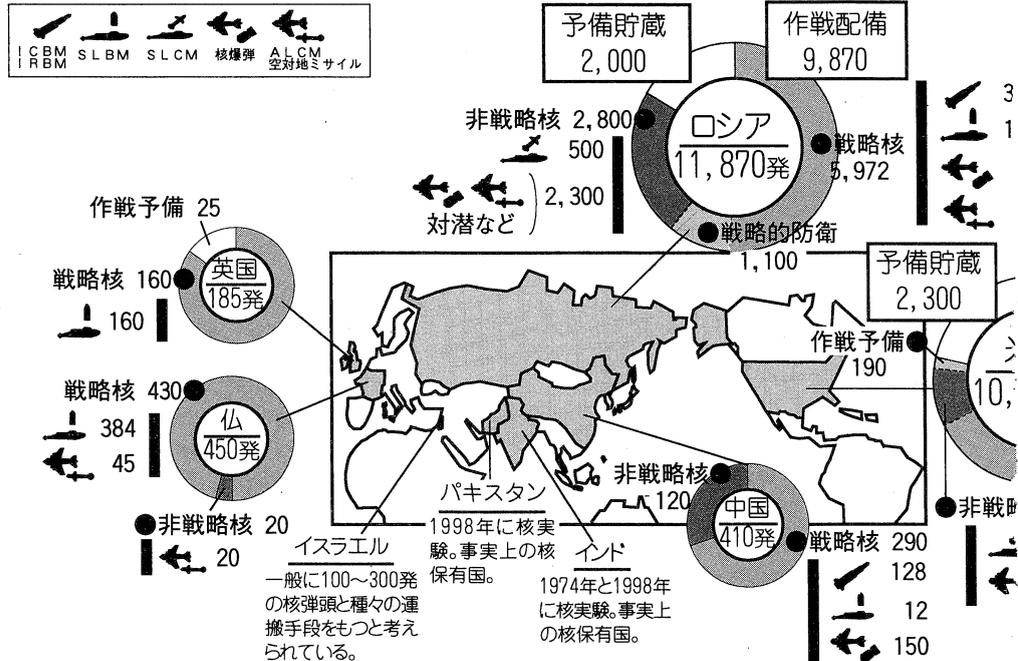
- 東風-5A、東風-31 (90年代末に配備予定)。1999年8月2日に発射実験はICBM、他はIRBM、東風31以外は全て単弾頭。表以外に、東風-41を2010年に配備予定。東風-31と東風-41はMIRV。
- 戦略原潜シャ(夏)級(中国名:大慶魚)に搭載。12発射管。2隻のうち1隻は稼働していないと考えられている。
- 新世代原潜に搭載する計画進行中。今世紀末予定?
- ホン(轟)-6 (NATO表示:B-6)120機、チェン(強)-5 (NATO表示:A-5)30機に各1個。同機種で非核任務もある。

		米	口	英	仏	中		
戦略核	ICBM/IRBM	2,000	3,590	0	0	128	5,718	
	SLBM	3,456	1,576	160	384	12	5,588	
	爆撃機搭載核兵器	1,750	806	0	45	150	2,751	
小計		7,206	5,972	160	430	290	14,060	
作戦配備	戦略的防衛ミサイル	0	1,100	0	0	0	1,100	
	非戦略核	SLCM	320	500	0	0	0	820
		航空機搭載核兵器	650	2,000	0	20	0	2,670
	その他	0	300	0	0	120	420	
小計		970	2,800	0	20	120	3,910	
作戦予備		190	0	25	0	0	215	
合計		8,370	9,870	185	450	410	19,285	
予備貯蔵/ヘッジ		2,300	2,000	0	0	0	4,300	
総計		10,670	11,870	185	450	410	23,590	

核保有国の核弾頭数(1998年末)

丸めのため合計に不一致がある。

地球上の核弾頭全データ



英国 (計185)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計160)		
●SLBM ¹		
トライデントⅡ D5	100	160 ²
作戦予備 (小計25)		
		25 ³

「核軍縮と非核自治体・1999」発行後、データが更新された。1998年3月末、核爆弾が全廃され、イギリスの核兵器はSLBMのみになった。

- バンガード級戦略原潜3隻に搭載。4隻目は2000~2001年に就役予定。
- 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。3隻×16発射管×3MIRVで計算すると144個。4隻目のための弾頭も合わせて160個と推定。
- 作戦配備数の15%と推定。

フランス (計450)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計430)		
●SLBM ¹ (小計384)		
MSBS ² M4A/B (弾頭:TN70/71)	150	288 ³
MSBS M45 (弾頭:TN75)	100	96 ⁴
●爆撃機搭載核兵器 (小計45)		
ASMP ⁵ (弾頭:TN81)	300	45 ⁶
非戦略核 (小計20)		
●空母配備航空機搭載核兵器 (小計20)		
ASMP (弾頭:TN81)	300	20 ⁷

「解説」核兵器の現状をカウントするためには、核弾頭を次の4種類に分類するのが適切である。

- ①作戦配備された核弾頭:部隊に配備、貯蔵。
- ②作戦配備弾頭の予備:米国においては、作戦配備核弾頭のルーチンの整備のために予備弾頭が確保されている。ロシアも同様であると思われる。
- ③予備貯蔵核弾頭およびヘッジ(防護):退役した核

ACM=新型巡航ミサイル/ASM=空対地ミサイル/ALCM=空中発射巡航ミサイル/GLCM=地上発射巡航ミサイル/ICBM=大陸間弾道ミサイル/IRBM=中距離弾道ミサイル/MIRV=多目標弾頭/SAM=地対空ミサイル/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/SLCM=海洋発射巡航ミサイル/SRAM=短距離攻撃ミサイル

ロシア(計11,870)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計5,972)		
●ICBM(小計3,590)		
SS-18 M4, M5, M6(サタン)	550~750	1,800 ¹
SS-19 M3(スチレトウ)	550	960 ²
SS-24 M1, M2(スカルベル)	550	460 ³
SS-25(シックル)	550	360 ⁴
SS-27(トボル)	550	10 ⁵
●SLBM(小計1,576)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	500	528 ⁶
SS-N-20 M1, M2(スタージョン)	200	600 ⁷
SS-N-23(スキフ)	100	448 ⁸
●爆撃機搭載核兵器(小計806)		
核爆弾		
ALCM(弾頭:AS15A, B)	250	806 ⁹
SRAM(弾頭:AS16)		
戦略的防衛ミサイル(小計1,100)		
●SAM SA-5B(ガモン) SA-10(グランブル)		
		1,100
非戦略核(小計2,800)		
●空軍航空機		
核爆弾/ASM(AS-4(キッチン)/SRAM(AS-16)		
		1,600 ¹⁰
●海軍航空機		
核爆弾		
ASM AS-4(キッチン)	1,000	400 ¹¹
●SLCM		
SS-N-9(サイレン)	200	500
SS-N-12(サンドボックス)	350	
SS-N-19(シップレック)	500	
SS-N-21(サンブソン)	300	
SS-N-22(サンバーン)	200	
●対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ)		
対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		
その他核魚雷 爆雷		
300		
作戦予備¹²		
		—
予備貯蔵/ヘッジ(小計2,000)		
		2,000 ¹³

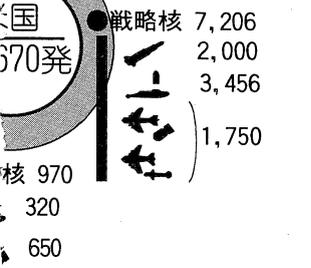
兵器の名称は、NATO命名のもの。一部ロシア名がわかっている。SS-18はRS-20/SS-19はRS-18/SS-24はRS-22/SS-25はRS-12M/SS-N-18はRSM-50/SS-N-20はRSM-52/SS-N-23はRSM-54/SS-N-12はP-35。

- 10MIRV×180基。
- 6MIRV×160基。
- 10MIRV×46基。(36基はレール移動式)
- 単弾頭。
- 軍弾頭。
- デルタⅢ級戦略原潜に搭載。11隻×16発射管×3MIRV。
- タイフーン級戦略原潜に搭載。3隻×20発射管×10MIRV。
- デルタⅣ級戦略原潜に搭載。7隻×16発射管×4MIRV。
- ベアH6(Tu-95MS6)29機、ベアH16(Tu-95MS16)35機、ブラックジャック(Tu-160)6機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計174個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計560個)、ブラックジャックはSA15AまたはAS16、または核爆弾を12個(計72個)搭載する。
- バックファイヤー(Tu-26)120機、フェンサー(Su-24)280機に搭載。
- バックファイヤー(Tu-26)70機、フェンサー(Su-24)70機に搭載。
- 説明文参照。
- 米国と同じ比率で、戦略核に対する予備を計算。

1998年末

データ出典:自然資源防護評議会(NRDC)「ニュークリア・ノートブック」(『ブレティン・オブ・アトミック・サイエンティスト』各号に連載)、同評議会による「核兵器・データブック」(全5巻および「在庫調査 1998年末のもの」)

作戦配備
8,370

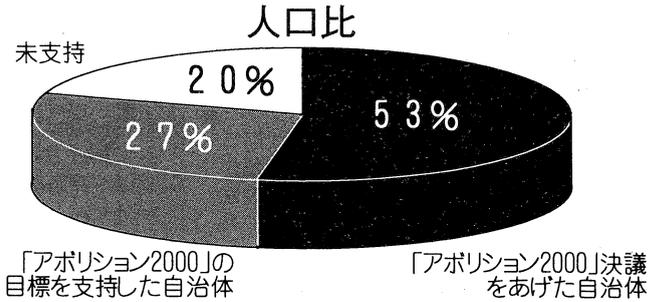
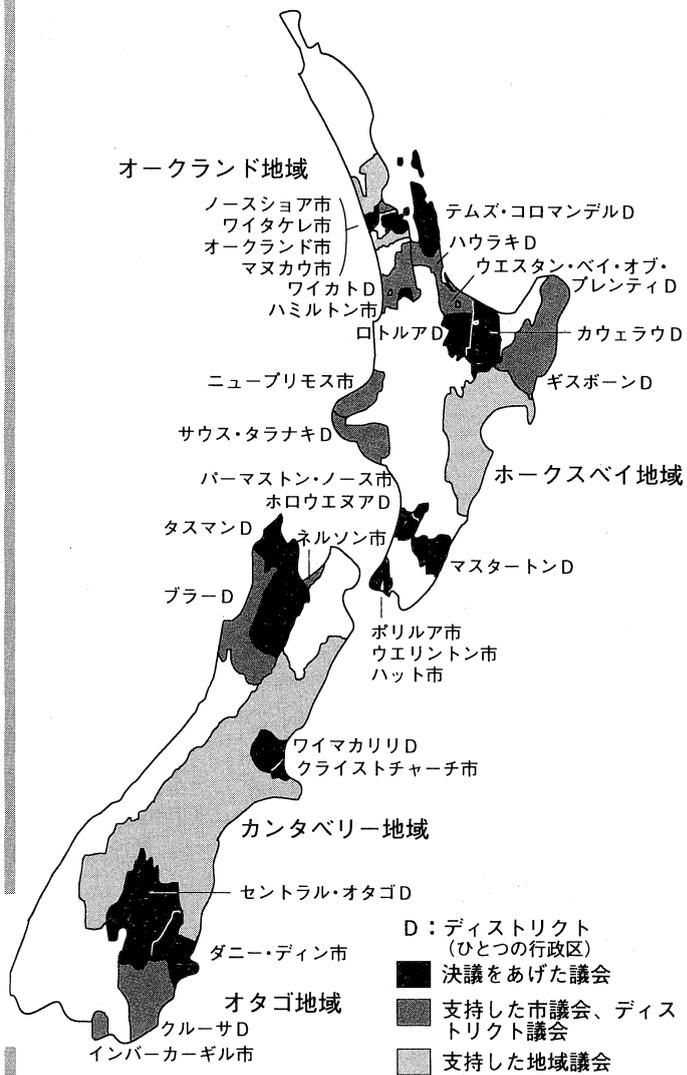


製作:平和資料協同組合

- 1 ル・ドダブル級戦略原潜4隻とトリオンファン戦略原潜1隻に搭載。
- 2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
- 3 ル・ドダブル級戦略原潜4隻に搭載。ミサイルは3隻分しか作られていないと推測されている。3隻×16発射管×6MIRV。
- 4 ル・トリオンファン戦略原潜に搭載(同級の1番艦)。1隻×16発射管×6MIRV。2隻目は1999年に就役予定。
- 5 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
- 6 ミラージュ2000N(45機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。
- 7 シュベール・エンタンダール24機に搭載。通常任務の航空機もある。

弾頭で、解体しないで貯蔵される核弾頭。
④解体待ち核弾頭:米口とも年約1500発の解体能力。本データでは、①~③のみをカウントした。1998年末に地球上にある核弾頭数は、作戦配備されているものが約20,000発(94%が米国とロシアのもの)、予備・解体待ちなどを含めると30,000発になると考えられる。人類の異常なオーバーキル状態は変わらない。

ニュージーランド 「アボリション2000」 支持の自治体、人口の80%をカバー



【解説】ジャン・ケリー作成の地図(『ニュージーランド自治体』1999年4月号より転載)を基礎に作成。「決議をあげた議会」とは、2000年までの核兵器禁止条約の締結を求めるなどの「アボリション2000ひな形決議」をあげた自治体。「目標を支持した自治体」とは、「アボリション2000」声明の目標を支持することを文書で表明した自治体。(1ページ参照)

資料

周辺事態法 内閣答弁書

議会決議・住民請求は協力拒否理由にあらず

周辺事態法の施行前日の8月24日、内閣は、周辺事態法と新ガイドラインに関する清水澄子参議院議員(社民)の質問に対する答弁書を出した。この中から、周辺事態法と安保条約の関係と、周辺事態法第

質問2 日米安全保障条約の条項にない事項について、政府答弁のように同条約の「目的の範囲内」として米国に対し日本が引き受けようとしている新たな義務を負うとすれば、同条約の個々の条文及び1960年安保条約改定交渉さえ意味をなさなくすると考えるが、政府の見解を示されたい。

周辺事態安全確保法に基づく対米協力は、我が国の平和と安全の確保に資するものであり、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持という日米安保条約の目的の枠内で行われるものである。

このような周辺事態安全確保法の下における対米協力は、我が国の平和及び安全の確保に資するものであるとの我が国自身の主体的な判断に基づくものであり、米国との関係での実施を日米安保条約上法的に義務付けられたものではない。しかし、我が国が、憲法の範囲内において、法整備を行い安全保障上必要な措置を採り得る体制を整えることは主権国家として当然であり、周辺事態安全確保法の下における対米協力もこのような考え方にに基づき、日米安保条約の目的の枠内で行われるものである。したがって、日米安保条約にこうした協力に関する明示的な規定がないことは何ら問題となるものではないと考える。

質問3-1(自治体協力(第9条)関連について) 首長が政府からの協力の求めを拒否できる場合を、港湾及び空港施設の使用並びに建物及び設備等の安全等を確保するための許認可に関し具体的に例示されたい。

周辺事態安全確保法第9条第1項に基づき協力の求めを受けた地方公共団体の首長は、協力を求められた事項について定められた法令に基づいて正当な理由がある場合には、協力を拒むことができる。この拒否の事由が正当な理由に当たるか否かは、個別具体の事例に即

9条に定める自治体・民間協力に関する部分を抜粋して紹介する。

注目すべき点は、第一に、周辺事態法下での対米協力は安保条約の個別条文に規定がなくても同条約の「目的の枠内」であって問題がないとする国会答弁を再確認した点である。

第二に、自治体の首長が協力を拒否できる「正当な理由」について、求められた使用内容が施設の能力を超えるなどいわば物理的困難の場合は含めたものの、地方議会の決議や住民の請求等は含まれない、とした点である。(答弁書・回答全文はピースデポまで)

して、当該権限について定められた個別の法令に照らして判断されることとなるため、あらかじめ網羅的にすべての場合について示すことは困難であるが、あえて例を挙げれば、港湾及び空港施設の使用に際しての権限行使について協力を求められた場合には、例えば、使用内容が施設の能力を超えることが、建物、設備等の安全等を確保するための許認可について協力を求められた場合には、例えば、設置しようとする施設が法令に定める基準を満たしていないことが正当な理由に当たるものとする。

質問3-2 首長が協力を拒否した場合の政府による措置についてその根拠法と条文を示されたい。

地方公共団体の首長が協力を拒否した場合であっても、周辺事態安全確保法には、協力拒否に対する罰則等の規定はない。

なお、地方公共団体の首長の対応がその権限について定めた個別の法令に違反するような場合には、例えば、地方自治法第245条に基づく技術的助言又は勧告等の対象になり得るし、さらに、個別法に基づく措置、例えば、港湾法第47条に基づく措置が採られる場合があり得るものとする。

質問3-3 憲法の定める地方自治の本旨から、地方議会決議や住民の請求等を根拠とした協力拒否も正当な理由となると考えるが、政府の見解を示されたい。

周辺事態安全確保法第9条第1項に基づき協力の求めは、地方公共団体の首長に対して、個別の法令に基づき地方公共団体の首長が有する権限を適切に行使用することを求めるものであり、これを拒む正当な理由があるか否かは、個別具体の事例に即して、当該個別の法令に従って判断されるものである。地方議会

自治体・民間への協力要請が想定される34省庁

周辺事態法施行(99年8月25日)に伴う政令第253号によって定義された。きわめて広範な内容の協力要請を想定していることがわかる。

総理府/国家公安委員会/警察庁/総務庁/北海道開発庁/防衛庁/経済企画庁/科学技術庁/環境庁/沖縄開発庁/国土庁/防衛施設庁/法務省/公安調査庁/外務省/大蔵省/国税庁/文部省/文化庁/厚生省/農林水産省/食糧庁/林野庁/水産庁/通商産業省/資源エネルギー庁/運輸省/海上保安庁/気象庁/郵政省/労働省/建設省/自治省/消防庁

の決議や住民の請求等は、一般に、このような行政上の個別の権限行使について、法的に影響を及ぼすものではないと考える。

質問3-4 地方公共団体の輸送、給水、医療機関への患者受入れ、物品・施設の貸与について協力依頼とした理由は何か。また、第9条第1項の首長に対する協力要請との法的違いを明らかにされたい。

地方公共団体の行う輸送、給水、医療機関への患者の受入れ、物品の貸与等については、公権力の行使として行うものではないことから、周辺事態安全確保法第9条第2項に基づく協力の依頼の対象として整理しているものである。

同条第1項に基づく協力の求めがあった場合、かかる求めがあったことを前提として、権限を適切に行使用することが法的に期待されることとなる。他方、同条第2項に基づく協力の依頼があった場合、依頼を受けた者は、自らの判断で対応すればよく、何ら協力義務が発生するわけではない。

質問3-5 第9条第3項で協力した者の損失に関し財政上の措置が規定されているが、基地周辺住民等が殺傷された場合の損失に対しては財政措置を講ずることを考えているか明らかにされたい。

御指摘の「基地周辺住民等が殺傷された場合」が具体的にどのような場合であるか明らかではないが、周辺事態安全確保法に基づく協力の求め又は依頼に応じた場合に、そのような事態が発生することは想定し難い。

なお、周辺事態安全確保法第9条第3項は、同条第1項に基づく協力の求め又は同条第2項に基づく協力の依頼を行い、これに応じた地方公共団体又は民間の者が、協力と相当因果関係のある損失を受けた場合に、国が必要な財政上の措置を講ずることを定めたものである。

質問3-6 米軍の港湾、空港の使用により生ずる港湾、空港を通常使用している者の損失に対し財政措置を講ずることを考えているか明らかにされたい。

民間船社、民間航空会社等港湾又は空港を通常使用している者が、周辺事態安全確保法第9条第2項に基づく施設の使用時期の変更等に関する協力の依頼に応じ、協力と相当因果関係のある損失を受けた場合には、同条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。(以上)

◆←2ページからつづく

召集してこの問題にとり組み、大量破壊兵器の廃棄へ向けた地球的運動に貢献することが可能である。」私たちはARFに対し、なるべく早くこの示唆にしたがってこのようなグループを設置して、地域安全保障にとって不可欠な条件である核軍縮を促進するための措置とすることを勧告します。

◆東南アジア非核兵器地帯への加盟

昨年ARFの最終記者会見において、シアゾン外務大臣は、シンガポールがチームを主宰して、核兵器国との交渉を、1998年12月までに核兵器国が議定書に加盟するとの見通しをもっておこなっていきと発表しました。(略)ARFが、ARFのメンバーであるすべての核兵器国に対してただちに東南アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名するよう強く促すことを要求します。(略)

◆戦域ミサイル防衛(TMD)開発への異議

私たちは、この地域の国々が近年TMD開発を進めていることは、この地域および世界

中の新しい軍備競争を加速させるものであると確信しています。私たちは、混乱と不安定を招くこの開発に対してARFが異議を申し立てることを求めます。

◆パキスタンと北朝鮮のARFへの参加促進

今年のはじめ、ASEANとパキスタンは、第1回分野別共同協力委員会を開きました。そこでの記者発表は、「…ASEAN地域フォーラム(ARF)への加盟を承認されることで、パキスタンが果たすことのできる地域の平和と安全への重要な寄与」と特筆しました。私たちはパキスタンのARFへの参加が促進されることを求めます。(略)

コンボでの最近の悲劇は、ARFなど紛争予防メカニズムの重要性を示しています。残念ながら、ARFは、この地域において深刻な紛争が起こる可能性のもっとも高い場所の一つである朝鮮半島に関して、無力で弱いものでした。私たちは、ARFがその発足当時から北朝鮮を包括しなかったことは、先見の明がなかったのだと考えています。この状況を改善するために、私たちはARFが強力な努力をもって、北朝鮮に関与し、北朝鮮をただちにARFの参加者として包括するよう促進することを求めます。

◆時代遅れの安全保障概念に対する異議

PCDSは、日本の軍事活動の幅を広げる新しい法律の制定や、「訪問軍協定(VFA)」という形で米国とフィリピン間の軍事協力の更新に懸念を表します。(略)これらの協定は、理性的な対話を誇りとし、紛争の予防と解決のために非軍事的な安全保障の対案を示そうとするARFの総体的精神に矛盾するものです。私たちは、ARFがこれらの新しい軍事協定に異議を申し立てることを求めます。

◆通常兵器と軍事費の削減

(略)私たちは再度、通常兵器の削減と軍事費の全般的な削減という重要な課題が、ARFの地域安全保障の議題としてとり上げられるべきであると勧告します。

◆「柔軟な関与」の原則の採択

私たちは、フィリピンとタイが昨年のASEANの会議において促進しようとした「柔軟な関与」の原則、すなわち参加者が参加国の内政事項に関して自由に意見を述べることができるとする原則を支持します。私たちは、この原則の履行がARFを含む今年ASEANの会議の中で促進されることを求めます。

◆人間の安全保障の採択

私たちは再度、ARFが、この地域での人権および政治的権利の侵害について討論し調査する手続きを確立すること、そして、真の持続可能な人間の安全保障の重要な要素として、民主主義の発展の重要性を確認することを求めます。(略)

◆ARF過程へのNGO参加の支持と履行

これまでのお手紙にもあるように、私たちは再度、ARFのような国際的機関へのNGOの参加が重要であることを提起します。(略)ARFが、ARFに強く関心を寄せるこれらの団体との対話の扉を開き、一般市民団体が、他の国際機関においてしているのと同じようにARF過程にも参加することのできる方法を探求することを、あらためて求めます。

みなさんが、私たちの関心事に注意を向けてくださったことに感謝します。私たちは、第6回ASEAN地域フォーラムが建設的で実質的なものとなることを望みます。

敬具 国際コーディネーター・梅林宏道
資料コーディネーター・パティ・ウイリス
(訳: 田形圭、川崎哲)

国会レポート

第145回通常国会
1999. 7. 30~8. 13

(作成: 佐藤毅彦)

「*HP」とあるものは、国会図書館のホームページで会議録を閲覧できます。

http://www.ndl.go.jp

<衆議院>

8月3日(火)

[安全保障委員会]

- 仲村正治(自民) ●藤田幸久(民主) ●前原誠司(民主) ●佐藤茂樹(公明) ●富沢篤紘(公明) ●西村眞悟(自由) ●佐々木陸海(共産) ●辻元清美(社民): ①沖繩基地問題—普天間基地移転/ハリアー機墜落事故②防衛庁・自衛隊一将來対機雷戦技術研究/空中給油機導入/新型輸送機導入/③北朝鮮核・ミサイル問題④周辺事態法—自治体等協力解説書案 ⑤核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム報告書⑦事前協議—米核搭載艦船

8月5日(木)

[内閣委員会]

- 二田孝治(自民; 内閣委員長): 自衛隊員倫理法案趣旨説明

◇採決: 自衛隊員倫理法案→可決

8月6日(金)

[本会議]*HP

- 二田孝治(自民; 内閣委員長): ①自衛隊員倫理法案趣旨説明

◇採決: 自衛隊員倫理法案→可決

[外務委員会]

- 福田康夫(自民) ●上原康助(民主) ●玄葉光一郎(民主) ●西川知雄(公明) ●松本善明(共産): ①北朝鮮核・ミサイル問題—米朝高官協議/再発射実験②低空飛行訓練(岩手県)③嘉手納基地PCB汚染問題④核軍縮—核兵器先制不使用沖繩基地問題

8月10日(火)

[科学技術委員会]

- 河村建夫(自民) ●大島宏(民主) ●鍵田節哉(民主) ●辻一彦(民主) ●斎藤鉄夫(公明) ●吉井英勝(共産) ●菅原喜重郎(自由): 原発利用と安全確保

<参議院>

8月4日(水)

[予算委員会]*HP

- 大淵綱子(社民): ①インド・パキスタン関係 ②C TBT—インド・パキスタン

8月5日(木)

[外交・防衛委員会]

- 野呂田芳成(防衛庁長官): 自衛隊法等一部改正法案趣旨説明

8月6日(金)

[外交・防衛委員会]

- 依田智治(自民) ●齋藤勁(民主) ●高野博師(公明) ●小泉親司(共産) ●田英夫(社民) ●田村秀昭(自由) ●山崎力(参議院の会) ●佐藤道夫(ニク): ①防衛庁・自衛隊—空中給油機導入/偵察衛星②北朝鮮核・ミサイル問題③周辺事態法—自治体等協力解説書案④尖閣諸島問題⑤中国軍事情勢—ミサイル発射実験/核戦略⑥東アジアの安全保障環境⑦日韓共同訓練

◇採決: 自衛隊法等一部改正法案→可決

[本会議]*HP

- 村上正邦(自民; 国際問題に関する調査会会長): 国際問題に関する調査の中間報告

◇採決: 自衛隊法等一部改正法案→可決

8月9日(月)

[外交・防衛委員会]

- 二田孝治(自民; 衆議院内閣委員長): ①自衛隊員倫理法案趣旨説明

◇採決: 自衛隊員倫理法案→可決

[本会議]*HP

◇採決: 自衛隊員倫理法案→可決

◇◆◆◇

日誌

<核>1999.8.3~8.20
<沖縄>7.6~7.19, 8.6~8.20

(作成:吉澤庸子、佐久間理絵)

DOD=国防総相/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/PCB=ポリ塩化ビフェニール/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/START=戦略兵器削減条約/THAAD=戦域高高度広域防衛/TMD=戦域ミサイル防衛/WB=ホワイトビーチ/WMD=大量破壊兵器/WP=ワシントン・ポスト

- 8月3日 4者会談を前に米朝協議開催。米はテポドン発射断念を要求したが北朝鮮は「自主権の問題」との姿勢崩さず。
- 8月3日 米下院本会議、北朝鮮が核開発凍結やミサイル試射抑制を行わない限りKEDO資金拠出を認めないとする法案を可決。
- 8月4日付 米ニューメキシコ州空軍基地内の博物館で広島・長崎の原爆をかたどったピアスが販売されていることがわかり、抗議の声。
- 8月4日 東京フォーラム、最終報告書を国連事務総長に提出。事務総長は歓迎の声明発表。
- 8月4日 中国紙、中国が先に打ち上げ実験に成功したICBM「東風31」を2005年までに配備する予定であると報じる。
- 8月5日 朝鮮半島4者会談始まる。基調演説で韓国側が北朝鮮のミサイル発射に対する懸念表明。
- 8月6日 4者会談、緊張緩和措置と平和体制構築問題の分科委員会開催。議題をめぐる対立で論議進まず。
- 8月6日 広島で平和記念式典。広島宣言では若い世代に対する呼びかけも。小淵首相は首相としては初めて韓国人原爆犠牲者慰霊碑に参拝。
- 8月6日 中国紙、同国のICBM実験に関する論文を一面掲載。対米けん制色を強く打ち出し、国防力増強を訴える。
- 8月7日 北朝鮮外務次官、米の北朝鮮政策調整官が5月に示した包括提案に対して受け入れ困難とコメント。
- 8月8日 高村外相、テポドン発射時の対応として送金停止措置検討の必要性を改めて指摘した上で、現行法で対応可能との見解を示す。
- 8月8日 WP、ケンタッキー州の国有ウラン濃縮施設で1950~70年代にかけ数千人の労働者がプルトニウムを含む粉塵に曝されていたと報じる。
- 8月9日 科技厅、「原子力平和利用・核不拡散政策研究会」を9月に発足させることを決める。
- 8月9日 4者会談最終日の全体会議、北朝鮮との溝埋まらず。
- 8月9日 仏政府、TMD構想がアジア地域の軍拡を促進する懸念を表明した書簡を同国外務相が米国防務長官に送ったことを明らかに。
- 8月9日 長崎で平和記念式典。NGOの力で核兵器廃絶は必ず可能であると強調。
- 8月10日 米朝協議終了。ミサイル協議開催の日程合意には至らなかったものの北朝鮮側は協議継続の姿勢。
- 8月10日 北朝鮮政府、15日の開放記念日を前に日本の反北朝鮮政策の破棄や過去の謝罪・補償などの要求を含む対日3原則を発表。

ピースデポの会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、坂井正明、佐久間理絵、佐藤毅彦、田形圭、田村正子、中田真里子、藤田明史、前田哲男、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道

◆東京フォーラム 報告書日本語全訳

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書「核の危険に直面して—21世紀への行動計画」の日本語全訳(主催者による仮訳)が、広島平和研究所のホームページで読むことができる。

<http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/final1.htm>

- 7月17日 米海軍の原子力潜水艦「ロサンゼルス」がWBに寄港。寄港目的は「休養・補給・維持」。18日午前出港。
- 7月19日 県軍用地等地主会連合会、県内移設を前提とした普天間基地移転を県に要請。初めてのこ。

(7.20~8.5は前号)

- 8月10日付 県の調査で米軍施設の地主の7割が軍用地料がなくなることへの不安を抱き、4割が行政の環境調査を求める。
- 8月11日 普天間基地所属のUH-1Nヘリコプター一機がエンジンオイル漏れを起こし、東村平良の村営屋外運動場に不時着。
- 8月12日 東村平良のヘリコプター不時着問題で同村および県抗議。
- 8月13日 訪沖中のフォーリー米駐日大使、稲嶺知事に、SACO実行とサミットをリンクさせない、と表明。
- 8月13日 北谷町の普天間川近くにあるキャンプ瑞慶覧内の自動車整備場の油水分離機からディーゼル燃料が漏れ一部は海に流出。
- 8月13日 燃料油漏れ事故に対し辺土名北谷町長、事故原因の究明を求めるとともに強く抗議。
- 8月14日 「沖縄から基地をなくし世界の平和を求める市民連絡会」が発足。
- 8月14日付 那覇軍港の一時使用問題で、日米両政府は日米地位協定を適用し、従来通り無料での一時使用に正式合意していたことが判明。
- 8月16日 川島外務事務次官、就任後初の記者会見で、サミットと普天間移設問題について、沖縄県民の理解を得つつ早期解決を目指す考え。
- 8月19日 稲嶺知事、首相官邸で野中官房長官と会談。軍転法の改正と跡地利用推進に向けた新制度の確立について要望。

◆◆◆◆

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

会員以外の定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

- 8月11日 防衛庁、3月の不審船事件を受け2003年度までに高速ミサイル艦6隻を建造して3つのミサイル部隊を配備する方針を固める。
- 8月11日 中国当局者、2日の長距離地对地ミサイル実験についてICBM「東風31」の初実験だったことを認める。
- 8月12日 韓国国会、KEDO資金拠出を承認。
- 8月14日 香港紙、中国が米の巡航ミサイル「トマホーク」に似た最大射程2000キロの新型巡航ミサイルをすでに完成させていると報じる。
- 8月15日 インド首相、独立記念日の演説で先に実験に成功した「アグニ II」ミサイルの配備が近いことを宣言。
- 8月15日付 TMD構想で日米了解覚書の概要が明らかに。研究費は両国で3600万ドル以内、期間は2年とするが5年に延長可能など。
- 8月16日 高村外相と駐日米国大使、TMD構想の共同技術開発に関する交換公文書に署名。
- 8月16日 日口防衛首脳会談。テポドン問題ではロシアに日米韓と同一歩調をとることを約束したが、TMD問題では反発。
- 8月17日 米国防総省、TMDのTHAADレーダーについて費用対効果などを理由に配備しない決定をしたと発表。
- 8月17日 インド国家安全保障顧問会議、「核攻撃を実行した敵対勢力に対する懲罰的報復」を主眼とした「核ドクトリン」発表。(本号参照)
- 8月18日 外務省、「核不拡散体制を一層弱体化する」とインド核政策に懸念を表明。
- 8月18日 防衛庁、来年度予算に生物・化学兵器やテロ対策として約50億円を要求へ。WMD対策費は今年度の8倍。
- 8月19日 パキスタン軍縮大使、先に発表されたインドの核ドクトリンを非難。
- 8月19日 米ロ軍縮協議で両国、START IIIの本格交渉はロシア下院でSTART IIの批准が承認された後に始まることを確認。
- 8月19日 米国防総省、TMDのTHAADについて残る実験を省略、来年にも開発・製作段階に移ると発表。実戦配備は2007年に前倒し。
- 8月19日 台湾、TMDの導入を目指す施政方針を閣議決定。
- 8月19日 中国外務省、台湾のTMD導入の動き、断固として反対する見解を示す。
- 8月20日 米政府、「台湾へのTMD売却の可能性は排除しないが決めるのは時期尚早」との態度を示す。

沖縄

- 7月9日 在沖米軍ヘイルストン四軍調査官、就任後初めて稲嶺知事を訪ね、米軍基地の整理・縮小に尽力する姿勢を示した。
- 7月12日 航空自衛隊と米空軍の共同訓練(コープ・エンジェル)開始。航空機事故を想定した、捜索救助活動を行う。
- 7月12日 政府、事務次官会議で読谷村嘉手納弾薬庫地区の土地約77ヘクタールの返還を決定。13日の閣議で返還が正式に決定される。
- 7月13日 プレア太平洋軍司令官、野呂田防衛庁長官と会談、SACOの着実な実施を要請。野呂田長官は県の検討結果を見守る意向。
- 7月14日 宜野湾市保守系市議10人、野中官房長官らと会い、「普天間移転」を早めるよう要請される。
- 7月15日 嘉手納基地内のPCB汚染問題でDOD専門家チーム、「健康上危険なし」と結論。